

○ 高齢者ステッカーの制定について

【実施日】 平成28年10月1日

【対象者】 65歳以上の就労者

【貼付場所】 保安帽：側面の見やすい場所 (サイズ32ミリ角)

【デザイン・ロゴ形状の説明】

⇒ ○○○・高齢者・シルバー・セーフティーステッカーという主旨に依る

